

- お知らせ - MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。

5人以上の労働者を雇用する
事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1~4人の労働者を雇用する
事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回(7月)実施

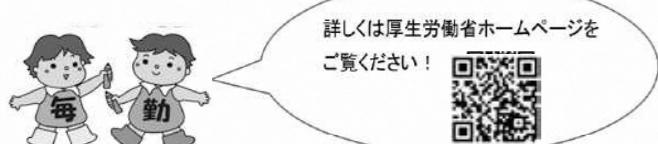
調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。



調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

※調査の結果は、景気の判断や、社会保障制度を検討するときの資料として使われます。

※調査で知り得た内容について秘密を保護することが統計法にて定められています。



厚生労働省・都道府県

i 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

問 那覇地方法務局宮古島支局
☎ 0980-72-2639



i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者が定められていない場合や代表者が亡くなられた場合に、相続人のおひとりに書類を送付しますので、代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）」のご提出をお願いいたします。
※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「（相続人代表者指定届兼）固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。
※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課すことができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることができます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することになります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。
なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

問 税務課 資産税調査係
☎ 72-3751(内線2448、2451)

- お知らせ - MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

i 地震防災対策の現状調査に係る住民向けアンケートのお知らせ

地震防災対策では、減災目標の達成を目指し、地域の特性に応じて、対策が進められているところです。この度、内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆さまの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたく、ぜひご意見お聞かせください。お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○回答フォーム

<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

○実施期間：7月～8月頃を予定

○回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。

○お問い合わせ先：内閣府政策統括官（防災担当）

付参事官（防災計画担当）付大竹、吉田

TEL：03-3501-6996



i 宮古島市国民健康保険税 収納対策救急プラン

宮古島市では、国民健康保険税の収納率向上による国民健康保険財政の安定化を図るために、令和5年度国民健康保険税収納対策緊急プランを策定し、実施します。

主な項目

- ①資格・賦課の適正化
- ②収納体制の充実強化
- ③徴収方法の改善
- ④滞納処分の実施
- ⑤その他（広報活動等）

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問 国民健康保険課 ☎ 73-1973



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：8月31日（木）

・市県民税 2期

▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751(代)

・介護保険料普通徴収 2期

▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964

・国民健康保険税 2期

▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

・後期高齢者医療保険料 2期

▶国民健康保険課 後期高齢者医療係

☎ 72-3751(代)(内2647)

相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

・8月10日（木）、24日（木）17時15分～18時45分

・場所：市役所1階 国民健康保険課

・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 月～金（祝祭日除く）

・受付時間 8時30分～17時

・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193

無料人権相談

・8月15日（火）13時半～16時

場所：市役所1階 地域振興課

・8月22日（火）14時～16時

場所：城辺公民館

・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

・毎週 月～金 9時～17時

・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

・平日：10時～12時 / 13時～16時

・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695

・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時：8月9日（水）、23日（水）

18時～20時 ※要予約

・場所：市役所1階 地域振興課

・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905